

# 学校法人トヨタ学園 豊田工業大学『教職員倫理規範』

## 1. 教職員として

- 1) 学内諸規則を誠実に遵守する
- 2) 大学の本務に専念し、教育研究に従事する
- 3) 兼業または兼務は本学の許可を受け、本務に支障を生じさせない
- 4) 本学の協働の営みに積極的に参加する
- 5) 勤務について、定期的に業績評価を受ける
- 6) 公的資金を私的利益のために用いない
- 7) 管理職の任に就くときは、関係教職員の倫理意識の向上を自らの重要な責務とする

## 2. 学生に対して

- 1) 公私の区別を明確にし、教育者として学生の模範となる品位ある行動をとる
- 2) 学生の人格を重んじ、教育者として学生の自由な学習を支援する
- 3) 自己の能力を開発し、改善することについて不断の努力を怠らない
- 4) 学生の評価・批判に真摯に応答する
- 5) 成績評価、単位認定その他学生指導全般において公正を確保する
- 6) 権威的な姿勢で学生と接しない  
学生に対してその地位を利用した人権侵害を行わない
- 7) 担当主題とは無関係な問題を教室に持ち込まない

## 3. 職場において

- 1) 職員はお互いの人格及び個性を尊重するとともに公正な秩序の維持を図り、安全で明るい職場環境の実現を目指す
- 2) 同僚職員と一致協力して本学の向上に努める

## 4. 研究者として

- 1) 知識探求の意志を持ち、学術研究に精励し、研究結果を発表する
- 2) 専門分野の進展に常に関心を持ち、その成果を教育に反映させる
- 3) 私的利益を目的として研究を行わない  
報酬を伴う研究その他の活動は、本学の了解に基づいて行う
- 4) 他の研究者の学問的立場を尊重し、学問的批判に対しては誠実に対応する
- 5) 公的に用意された研究資金を不正に用いない
- 6) ルールに基づいて受託研究・産学共同研究を行い、公益性に反する研究は行わない

## 5. 社会に対して

- 1) 公職への奉仕を求められた場合には、可能な限り協力する
- 2) 公職に就くときは、その職務に伴う権限を特定の個人や組織の利益のために使わない  
反社会的行為に荷担しない
- 3) 入学試験の公正・適正な実施に協力する